道内におけるこどもの悩みに関する相談窓口について①

資料６

名　称	チャイルドラインほっかいどう	こどもの人権１１０番	親子のための相談LINE	２４時間子供SOSダイヤル （北海道子ども相談支援センター）
主　体	認定NPO法人チャイルドライン ほっかいどう	法務省	こども家庭庁	文部科学省
対　象	18歳までのこども	こども・こどもに関する悩みを持つ大人	道内にお住まいのこども・保護者など	いじめ問題やその他のこどものSOS全般に悩むこどもや保護者等
設　置 区　分	民間	国	道・札幌市	北海道教育委員会
手　法	電話・チャット・投稿スペース	電話・メール・LINE・ミニレター	LINE	電話・メール・来所
受　付 時　間	毎日　16時00分～21時00分 ※年末年始を除く	平日　8時30分～17時15分 ※祝日・年末年始を除く	平日　9時00～17時00分 ※祝日・年末年始を除く	［電話］毎日　24時間対応 ［ﾒｰﾙ］　毎日　24時間受付 （夜間、土日、祝日受付分は返信が遅れる場合あり） ［来所］10時00分～16時00分 （土日・祝日・年末年始を除く）
相　談 内　容	友だち、家族、将来、**誰にも言えないこと**　など	いじめ、不登校、家族、**先生や親に話したくない悩み**　など	育児、家庭内暴力、不登校など **こどもや子育てに関する全般**	いじめ問題や**こどものSOS全般**
対応者	研修を受けたボランティア	法務局職員・人権擁護委員	法人職員	学校教育やカウンセリングの経験者などの専門家
料　金	相談無料	相談無料	相談無料	相談無料
その他			道・札幌市からそれぞれ運営受託	

道内におけるこどもの悩みに関する相談窓口について②

名　称	児童相談所虐待対応ダイヤル 「１８９」（いちはやく）	少年サポートセンター （少年相談１１０番）	子育て・教育、教職員SOS相談	美深子ども家庭支援センター （児童家庭支援センター）
主　体	北海道保健福祉部	北海道警察本部	北海道子どもセンター	道
対　象	誰でも	こども・保護者等	こども・保護者・現職教員	18歳までのこども・保護者等
設　置 区　分	道	道	民間	道（法人委託）
手　法	電話	電話・面談（来所）	電話・LINE（コール・チャット）	電話・面談（来所・訪問）
受　付 時　間	毎日　24時間対応	平日　8時45分～17時30分	平日　13時00分～17時00分	［電話］毎日　24時間
相　談 内　容	児童虐待（疑いを含む）	非行、犯罪被害、いじめ、児童虐待　など	学習、発達、学校、子育て、教員に関する悩み　など	こどもと家庭に関する問題
対応者	児童相談所職員	少年心理専門官（臨床心理士）	小中学校の退職教員・校長などのベテラン相談員	法人職員
料　金	無料	無料	無料 ※電話は通話料がかかるため折り返し電話対応	無料
その他	全国共通ダイヤル	道警本部少年課の附置機関として設置	全道公立学校教職員から拠出された主任手当や道民からの協賛金で運営	全道14か所にセンター設置 （札幌市を含む）

道内市町村におけるこどもの権利救済機関の設置状況

資料７

名　称	子どもアシストセンター	子どもの権利救済委員会	子どもの権利救済委員会	子どもの権利救済委員会
市町村	札幌市	北広島市	石狩市	士別市
設置根拠	札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例第33条	北広島市子どもの権利条例第18条	石狩市こどもの権利条例第13条	士別市子どもの権利に関する条例第20条
設置年月日	平成21年4月1日	平成25年4月1日	令和7年4月1日	平成26年4月1日
救済委員の法的位置付等	（条例第35条） ・地方自治法第138条の４第３項の規定に基づく市の附属機関として設置。 ・議会同意を得て市長が委嘱・解嘱。 ・２名、任期３年（最大６年）	（条例第18条第２～９項） ・地方自治法第138条の４第３項の規定に基づく市長の附属機関として設置。 ・市長が委嘱・解嘱（解嘱の要件も条例で規定）。 ・３名、任期３年（再任可）。	（条例第13条～20条） ・地方自治法第138条の４第３項の規定に基づく市長の附属機関として設置。 ・市長が委嘱・解嘱 ・３名、任期３年（再任可）。	子どもの権利救済に関する規則第２条
独任制／合議制	独任制（２名の救済委員がそれぞれ週２日・午後のみ出勤）	合議制（月１回程度委員会開催）		独任制（３名の救済委員が事案発生時に対応）
設置目的	（条例第33条第１項） 権利の侵害を受けた子どもに対する迅速・適切な救済	（条例第18条第１項） 子どもの権利侵害に対して、迅速・適切な救済を図り、権利の回復を支援	（条例第13条第1項） こどもの権利侵害に速やかに対応し、権利の回復を支援	（条例第20条第１項） 子どもの権利侵害に対し、安心して相談や救済を求めることができる体制を整備
相談から解決までの流れ	①相談（電話・メール・LINE・面談）（大半は相談で解決） ②（相談で解決しなかった場合）調整活動 ③（調整で解決しなかった場合）救済の申立て ④申立てに基づく調査活動 ⑤（調査の結果、必要がある場合）勧告・要請等	①相談（電話・メール・面談・アウトリーチ）（大半は相談で解決） ②（相談で解決しなかった場合）調整活動 ③（調整で解決しなかった場合）救済の申立て ④申立に基づく調査活動 ⑤（調査の結果、必要がある場合）勧告・指示・命令	①相談（電話・メール・面談・アウトリーチ）（大半は相談で解決） ②（相談で解決しなかった場合）調整活動 ③（調整で解決しなかった場合）救済の申立て ④申立に基づく調査活動 ⑤（調査の結果、必要がある場合）勧告・指示・命令	①相談（電話・メール・面談）（大半は相談で解決） ②（相談で解決しなかった場合）調整活動 ③（調整で解決しなかった場合）救済の申立て ④申立に基づく調査活動 ⑤（調査の結果、必要がある場合）勧告・指示・命令・要請
運営体制	＜救済委員等＞ ①救済委員：２名 ②相談員：７名 ③調査員：３名 ＜事務局＞ ４名（専任は２名）	＜救済委員等＞ ①救済委員：３名 ②相談員：１名 ③調査員：相談員のほか、市正職員が他業務と兼務 ＜事務局＞ 市正職員	－	＜救済委員等＞ ①救済委員：３名 ②相談員：２名 ＜事務局＞ ２名

他県のこどもの権利救済機関の設置状況①

資料８

	都府県	権利擁護機関	設置年月日	設置根拠等
1	埼玉県	子どもの権利擁護委員会 （子どもスマイルネット）	H14.11.1	埼玉県子どもの権利擁護委員会条例第３条
2	秋田県	子どもの権利擁護委員会	H18.9.29	秋田県子ども・子育て支援条例第21条
3	長野県	子ども支援委員会 （子ども支援センター）	H27.4.1	長野県の未来を担うこどもの支援に関する条例 第19条
4	山梨県	子ども支援委員会 （やまなしスマイル）	R5.6.1	やまなし子ども条例（議員提案）第23条
5	滋賀県	子どもの権利委員会	R7.10.1	滋賀県子ども基本条例（R7.4.1施行）第15条
6	富山県	こども支援委員会	R7.10.1	富山県こどもまんなか条例（R8.4.1施行）第18条
7	東京都	子供の権利擁護専門相談事業 （東京子供ネット）	H16年度～	実施要綱を定めて予算事業として実施 ※こども基本条例制定（議員提案、R3.4.1施行）

条例設置

要綱設置

他県のこどもの権利救済機関の設置状況②

	設置目的・活動内容	運営体制
埼玉県子どもの権利擁護委員会（子どもスマイルネット）	【目的（条例第１条）】 ・子どもの権利侵害に対して簡易迅速な救済を行う 【活動内容（条例第５条）】 ・子どもの権利侵害への相談・助言・支援 ・救済の申立てに関する調査・勧告・意見表明等 ・子どもの権利擁護の普及啓発	**＜権利擁護委員＞** ・３名（弁護士・社会福祉士・学識） ・任期２年（再任可・最大６年） ・知事が委嘱 **＜相談員等＞** ・相談員７名（会計年度任用職員） ・調査員４名（学識）
秋田県子どもの権利擁護委員会	・知事の諮問に応じ、子どもの権利救済に関する調査を行う（条例第21条第１項） ・知事の諮問に応じ、子どもの権利擁護の重要事項等を調査審議し知事に意見を述べる（条例第21条第２項）	**＜権利擁護委員＞** ・３名以内（弁護士、精神科医、臨床心理士） ・任期２年（再任可） ・知事が任命 **＜相談受付＞** ・児相や教育庁など既存の相談窓口で相談受付
長野県子ども支援委員会	・救済の申し出があった事項について調査審議する ・知事の諮問に応じ、子どもの権利侵害に関する事項を調査審議する （条例第19条第2項）	**＜子ども支援委員＞** ・５名以内（学識、弁護士、小児科医、元児相長、社会福祉士） ・任期２年 ・知事が任命 ・特別委員の設置可 **＜相談員等＞** ・相談窓口（子ども支援センター）を担当課内に設置。
山梨県子ども支援委員会（やまなしスマイル）	・救済の申し出があった事項について調査審議（条例第23条第１項） ・知事の諮問に応じ、権利侵害に関する事項を調査審議（条例第23条第２項）	**＜子ども支援委員＞** ・５名以内（弁護士１名、学識３名、県職員（参事）１名） ・任期２年 ・知事が任命 ・相談員の設置可

他県のこどもの権利救済機関の設置状況③

	設置目的・活動内容	運営体制
滋賀県子どもの権利委員会（子ども支援センター）	・救済申立があった事項の調査等（条例第13条第２項） ・権利侵害の疑いがあると自ら認める事案について、知事の同意を得て調査等（条例第13条第３項） ・知事の諮問に応じ、権利侵害に関する事項を調査審議（条例第15条第２項）	**＜子どもの権利委員＞** ・５名以内 ・任期３年（再任可） ・知事が任命 ・専門委員の設置可
富山県こども支援委員会	・こどもの悩みの解決に向けた支援を行う第三者機関として設置 ・こども又は保護者からの申し立てに応じ、関係者との調整等を実施。 ・必要に応じて調査を行い、問題解決に向けた支援を実施 ・県の施策に対する意見表明（権利擁護・普及啓発に関する意見）	**〈こども支援委員〉** ・５名以内 ・任期３年（再任可） ・学識経験者から知事が任命 ・専門委員の設置可
東京都子供の権利擁護専門相談事業（東京子供ネット）	【目的（要綱第１条）】 ・子供の権利に関する専門的な相談と権利侵害への具体的な対応等を行うことで、子供の福祉向上を図る。 【活動内容（要綱第２条）】 ・子供の権利侵害に係る相談・調査・助言・調整等 ・子供の権利擁護の広報活動	**＜権利擁護専門員＞** ３名（弁護士２名、学識１名） ※専門員が必要と認める場合、都児童福祉審議会への諮問可 **＜調査員＞** 専門員の調査を支援するため、12名の弁護士（弁護士会推薦）を登録。 **＜電話相談員＞** ２名

ヒアリングについて

資料９

自治体へのヒアリング項目

１．現状認識・課題
（１）子どもの権利に関する相談・救済の現状（件数・主な内容）　（２）既存制度（相談窓口、苦情処理等）で対応できている範囲
（３）現状の課題（対応困難事例、制度の限界、取りこぼし）　（４）子ども本人からの相談の状況（有無・割合）
２．既存体制の整理
（１）現在の相談・対応体制（担当部署、関係機関）　（２）関係機関との役割分担（教育委員会、児相、福祉部局等）
（３）権利侵害事案への対応フロー（初動～解決まで）（４）外部機関（NPO等）との連携状況
３．権利救済機関の必要性認識
（１）新たな「権利救済機関」の必要性に関する認識　（２）必要と考える理由／不要と考える理由
（３）既存制度との役割の違い・補完関係の考え方
４．制度設計に関する考え方
（１）都道府県設置と市町村設置の役割分担の考え方　（２）都道府県単位で設置する場合のメリット・デメリット
（３）市町村との連携のあり方（紹介・引継ぎ・共同対応）（４）役割重複への懸念
５．子どもへの周知・利用促進
（１）現在の周知方法と課題　（２）効果的な周知手法（学校、SNS等）　（３）子ども本人が利用しやすくするための工夫

既設機関へのヒアリング項目

１．設置の理由・背景
２．機関の権限（根拠条例等の規定）
３．第三者性の担保（条文上の整理や自治体における考え方）
４．組織機構
（１）相談窓口（人員、開設日、相談受付方法、実績等）　（２）調査機関（人員、調査権限（範囲）、実績等）
（３）権利救済委員会（委員人数、委員選定基準、開催頻度、実績等）　（４）事務局機能（所管部局、人員等）
５．法律や条例で個別に救済手続きが定められている事案の扱い（虐待、いじめ等）
６．相談・救済の対象者
７．都道府県・管内市町村との役割分担についての考え方
８．予算規模と内訳
９．こどもや保護者への周知方法
10．成果と課題
11．関係機関との連携